

質問第四号

米軍艦船の民間港入港に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十月四日

参議院議長 西岡武夫殿

糸数慶子

米軍艦船の民間港入港に関する質問主意書

本年九月二十一日、沖縄県宮古島市の平良港に、米海軍佐世保基地所属の掃海艦ディフェンダー（千三百十二トン、乗員八十人）が入港した。この入港に対し宮古島市議会は、抗議決議を全会一致で可決した。また、連合沖縄宮古地域協議会を中心とする市民団体や住民は、抗議集会を開くなど、民間港湾の軍事利用に強く反対した。米軍艦船の民間港への入港の目的は、友好親善を名目としながら、港湾の使用に関するデータの収集にあることは、在沖縄総領事館のレイモンド・グリーン総領事の発言等からも明らかである。このような軍事利用を目的にした入港が既成事実化し、常態化することは許されるものではない。よって以下質問する。

一 今回の掃海艦ディフェンダーの平良港入港を含め、沖縄県の日本復帰以降、同県内の民間港に入港した米軍艦船の入港年月日、入港艦船名及びその所属部隊名、入港した港の名称について、年度別に、政府の把握しているところを明らかにした上で、米軍艦船が民間港に入港することに対する政府の見解を示されたい。

二 一で示したすべての入港実績ごとに、米軍艦船が民間港に入港した理由・目的について、政府の把握し

ているところを明らかにされたい。

三 米軍艦船が民間港を使用する際の法的根拠と、関係機関への通知方法等必要な手続をそれぞれ示されたい。

四 米軍艦船の本年十二月末日までの沖縄県内の民間港使用予定について、政府の把握しているところを明らかにされたい。

右質問する。